

予約制乗合タクシーの利用促進に係る お試し乗車券の配付について

1. 趣旨等

予約制乗合タクシーの登録者数が 179 人（9 月末時点）と低調なため、新規登録の足掛かりとなる施策としてお試し乗車券の配付を行うもの。また、実利用者 1 人当たりの平均利用回数が 8.6 回（9 月末時点）と繰り返しの利用が多いことから、お試し乗車券により、体験的に利用する機会を提供し、継続的な利用に繋げることを目的とする。

2. 内容

（1）概要

お試し乗車券 1 枚につき、1 名 1 乗車分を無料で利用できる。
なお、登録者本人のみが利用できる。

（2）使用方法

乗車時にお試し乗車券を乗務員に渡す。

（3）対象者

全ての登録者 ※11 月以降の登録者を含む

（4）配付方法

郵送

※11 月以降の登録者については、利用者登録証の郵送にあわせて配付

（5）配付枚数

登録者 1 名につき 2 枚

（6）周知方法

市政協力員を通じての回覧

（7）管理方法等

お試し乗車券には登録番号と氏名を印字し、使用状況を管理する。
なお、お試し乗車券を使用した方のその後の利用状況を把握し、効果を分析する。

(8) デザイン

表面

登録番号：00000	
名前：鴨川 太郎	
※本券1枚につき利用者登録をした本人のみ1回限り	
予約制乗合タクシー お試し乗車券	
	
©鴨川市2010	
予約受付 センター	☎ 0120-788-789 《予約受付時間》 8:00~17:00

裏面

【ご使用の際の注意事項】
○本券を使用できるのは、表面記載のご本人に限ります。
○本券1枚につき、1名1乗車分が無料となります。
○乗車時に本券を乗務員にお渡しください。
○コピー等、複写したものは使用できません。
○本券を他人へ譲渡することや売買、換金はできません。
○不正に使用された場合は、通常料金を請求いたします。
《予約制乗合タクシーに関するお問い合わせ》
鴨川市 経営企画部 まちづくり推進課
04-7093-7828
(8:30~17:15 土日祝日、年末年始を除く平日)